

明朝の皇位継承問題と皇太后
——誠孝皇后張氏を例に——

前 田 尚 美

目次

はじめに

第一章 洪熙帝崩御

第一節 誠孝皇后張氏

第二節 宣德帝の即位

第二章 幼帝の即位

第一節 宣德帝の遺詔

第二節 正統帝の即位事情

第三章 皇太后の役割

第一節 内廷管理

第二節 宦官・外戚対策

第三節 後宮教育と女訓書

おわりに

はじめに

明朝では初代洪武帝が建国当初から、后妃が権力を持つ事を非常に警戒し、宮中の外に出る事はおろか、手紙のやり取りですら禁止するなどの措置を取っている。¹⁾ こうした姿勢は、垂簾聽政や外戚の政治介入といった、歴代王朝によく見られた弊害を防ぐためであり、洪武帝が後宮に対して統制的な制度を早い段階で作り上げ、それを遵守させていった事に、その厳格さが表れていると言えよう。そして結果から言えば、こうした洪武帝の意図は功を奏し、明朝一代を通じて后妃たちが、政治の表舞台に立つような事はなかったのである。

しかし、明朝には后妃が権力を握る機会がなかったのかと言えば、決してそうではない。例えば、后妃が政治に口出しするきっかけの一つとして、幼い皇帝の即位による皇太后の垂簾聽政が挙げられるが、明朝においても幼帝が即位する事態は、一再ならず発生している。²⁾ しかし明朝の後妃たちは、たとえ廷臣にそれを望まれても拒み、さらに自らの親族に権力を持たせるところか、遠ざける態度まで取っている。³⁾ 明朝では、積極的に権力を握ろうとした后妃は、皆無と言つてよいのである。

では明朝の後妃たちは、権力や政治的影響力をまったく持っていなかったのだろうか。

明朝の後妃を通観してみると、皇帝の急逝や幼帝の即位など、皇位継承について生じた諸問題の解決に向けて、重要な役割を果たすのは皇太后である。その際皇太后は、廷臣たちに命令を下す事もあったし、また廷臣たちも皇太后の意見を尊重して動いている。これは皇太后が動く事になる以前から、后妃が後宮の外にも影響を及ぼしていたためではないだろうか。

もし仮にそうであるならば、皇太后は非常に大きな権力を持っていた事になるわけであるが、不思議な事に一度新皇

帝が即位すると、皇太后はまったく政治に干渉しなくなってしまうのである。これはどういう事なのか。明朝の後妃、なかんずく皇太后とはいかなる存在だったのであるのか。

明朝で皇太后が初めて登場するのは宣徳年間、つまり宣徳帝生母で洪熙帝皇后であった張氏（誠孝皇后）である。彼女は次の正統年間には、太皇太后にもなっている。これも明朝で初めてであり、さらにこれまた明朝で初めての幼帝となる正統帝の即位に、深く関与する事になるのである。

このように、張氏は洪熙・宣徳・正統の三代にわたって後宮の頂点にいた人物であるが、それは皇帝の崩御、つまり皇帝不在期間と皇位継承問題に、彼女は何度か直面した事を意味する。彼女はこうした政治的空白期間において、どのような役割を果たしたのであるのか。そして、問題が解決した後の影響力はどのようなものだったのだろうか。明朝で初めての皇太后である張氏の言動は、その前例となったはずである。張氏を例に、明朝の後妃の影響力について、考察していきたい。

第一章 洪熙帝崩御

第一節 誠孝皇后張氏

まず誠孝皇后張氏とは、どのような人物なのか。

張氏は洪熙帝の皇后、そして宣徳帝の生母である。永城（今の河南省）出身で、洪武二十八年（一三九五）に燕王（後の永楽帝）の嫡長子で、世子の朱高熾（後の洪熙帝）の妃となった。

明朝の後妃はごく初期において、洪武帝が建国の功臣たちと子女たちとの婚姻をすすめていたものを除くと、民間から選ばれているが、張氏もその例に漏れない。父親の張麒は娘が燕王世子妃になった事で、兵馬副指揮の地位を授けら

れているが、それ以前の地位は伝わっていない⁽⁴⁾。また張氏自身の名前が伝わっていない事、それが地位も何もない家から選ばれた事を、端的に示していると言えよう。

建文元年（一三九九）には長男朱瞻基（後の宣徳帝）を産み、その直後に起こった靖難の変を経て永楽帝が即位すると、永楽二年（一四〇四）に朱高熾が皇太子になったと同時に、張氏も皇太子妃となった⁽⁵⁾。

しかしその皇太子妃という地位は、決して安定したものではなかった。皇太子の二弟、漢王・趙王が皇太子の地位を狙って動いており、永楽帝もまた皇太子に不満を持つなど、廢太子の危機にさらされていたためである。そんななかで張氏は、永楽帝とその皇后徐氏によくつかえて気に入られ、そのために洪熙帝は廢太子を免れるなど、内助の功を發揮している⁽⁶⁾。

永楽帝が崩御し洪熙帝が即位すると、永楽二十二年（一四二四）十月に張氏は皇后になった⁽⁷⁾。「皇后になってからも中外の政事で周知しない事はなかった（及立為后、中外政事莫不周知）」⁽⁸⁾とあるなど、洪熙帝をよく支えた姿が特筆されている。

しかし洪熙帝は、即位から一年にも満たない洪熙元年（一四二五）五月に急逝⁽⁹⁾。それを受けて皇太子が即位して宣徳帝となり、張氏は皇太后となった⁽¹⁰⁾。

さらに、宣徳十年（一四三五）正月に宣徳帝が崩御し、孫の正統帝が即位したことで太皇太后となり、そして正統七年（一四四二）十月に張氏は崩御している⁽¹¹⁾。

張氏は「中外の政事で周知しない事はなかった」とあるが、他にも『彤史拾遺記』巻二には、

軍・国の大事について、すべて皇太后（張氏）にはかつて決めた。皇太后もまた毎事相談にのるものの、あえて聴政して、外廷をほしのままにすることはなかった。

凡軍国大事、悉上皇太后參決、皇太后亦每事諮詢、不敢以聽政自居擅外廷議。

とあり、張氏が皇帝の相談相手として軍事・国事を知る立場にあった、だがそれによって権力を振りかざす事もなかった事がわかる。張氏は後宮の外の事情どころか、政治について情報を得られる立場にあったと言えるのである。

このような女性が、洪熙・宣徳・正統にわたって、皇后・皇太后・太皇太后として後宮内で最高位にいたわけだが、それは張氏が永楽帝・洪熙帝・宣徳帝三人の皇帝の崩御、つまりは三度の皇帝不在期間を経験した事を意味している。

皇帝権力が極端に高まった明朝において皇帝不在とは、国家の意思決定者がいないという、非常に不安定な状態であったと言える。しかし、だからこそ皇太子が立てられているわけであり、この期間は本来ならばごく短い、もしくはないに等しいはずである。実際、永楽帝はモンゴル遠征からの帰路の途上で崩御したが、政治についても実績を積んでいた皇太子が間を置かずに即位し、洪熙帝となつている事がそれを物語っている。

しかし洪熙帝・宣徳帝の崩御の際には、皇太子の皇位継承について問題が生じた事から、皇帝不在はより不安定な局面、そして通常よりも長期間にならざるを得なくなってしまう。そうした皇位継承にかかわる非常事態こそが、皇太后を動かし、周囲も皇太后を頼る事情になつたのである。

では、皇帝不在期間と皇位継承問題における、張氏の動きを見ていきたい。

第二節 宣徳帝の即位

張氏は、都合三人の皇帝の崩御を経験している。先述のように永楽帝は、たしかに北京で崩御したわけではなかったが、皇位継承問題は生じなかった。当時皇太子であった洪熙帝は北京におり、崩御の報に接して、すぐに即位できたからである。つまり皇位継承問題とは、皇帝側より皇太子側に問題がある場合に生じるものと言える。

では張氏が直面した最初の皇位継承問題となった、洪熙帝崩御の際に、当時の皇太子であった宣徳帝には、どのような問題があったのであろうか。

洪熙帝は永楽帝の嫡長子であり、永楽帝の即位によって燕王世子から皇太子になり、永楽帝崩御にともない、永楽二十二年（一四二四）八月に即位した。しかしそのわずか十ヶ月後の洪熙元年（一四二五）五月、突然崩御してしまった。ここで問題が生じてしまう。皇帝急逝という突発的な事情もさることながら、当時皇太子は四月に南京に赴いており、すぐに即位できる状態になかった。¹⁴つまり、北京に皇帝も皇位継承者もないという非常事態が生じたのである。

洪熙帝が倒れた五月庚辰の時点で、病状は重篤であつたらしく、尚書の蹇義と大学士楊士奇・黄淮・楊榮が呼ばれ、さらに宦官が南京の皇太子に向けて遣わされている。¹⁵しかし次の日の辛巳、洪熙帝は崩御。¹⁶しかし喪は皇太子の北京帰還を待つて発せられ、その後皇太子が即位して宣徳帝となったのである。¹⁷

この洪熙帝崩御から宣徳帝即位までの数十日間は、国家の最終意思決定者も、本来ならば代行をすべき皇太子もいないという、国家の重大事を抱えた不安定な期間であつた。この状況で、皇帝・皇太子に代わる人物といえ、やはり先帝の遺志を継ぐ者として皇后か皇太后しかいなかった。こうして張氏は、皇后の立場から臨時とはいえ、様々な問題に直面せざるを得なくなつてしまつた、と考えられる。

こうした状態のなかで、張氏が取つた行動はさまざまあるが、まず行われたのは遺詔の作成である。

洪熙帝の遺詔が発せられたのは、崩御当日の洪熙元年五月辛巳である。¹⁸しかしその前日に、廷臣たちが呼び寄せられたほか、皇太子に使いを送るなどの措置が取られている以上、すでに洪熙帝は重篤な状態にあつたと思われる。崩御の寸前に、遺詔が洪熙帝の手で作られたとは考えにくく、廷臣もしくは張氏自身が作成したと考えるのが妥当であろう。

張氏がどこまで作成に関与したのかは、わからない。しかし遺詔について、当時北京にいた朝鮮の使節が「遺詔は皇

后（張氏）の為す所（其遺詔、皇后所為也）」としているように、張氏が遺詔の作成に積極的にかかわりを持った事は當時の人々、それも外国人の目にも明らかであったと言えよう。⁽¹⁹⁾

しかし作成された遺詔を見てみると、内容は皇太子の即位、葬儀や陵墓の簡素化などであり、「皇后」という言葉や張氏を示す文言が出てくる事はなく、張氏に利するものなど一切書かれていないように見える。⁽²⁰⁾張氏が遺詔にかかわった理由が、少なくとも利己的なものではなかったとして、彼女の目的は何だったのか。

張氏は遺詔を作成する一方、皇太子の北京帰還まで喪を發することなく、ひたすら皇太子を待ち続けている。また遺詔にまっさきに皇太子の即位を挙げている事からも、張氏の目的の第一義は、皇太子の即位である事は間違いない。

しかしここまで見る限り、皇太子はすぐに皇位に即けないだけで、しかも年少というわけでもなく、皇位継承に何ら問題はないように見える。にもかかわらず、張氏は洪熙帝の遺詔の作成にかかわり、皇太子の北京帰還を急がせているのは、なぜなのか。

ここでポイントになるのは、張氏が洪熙帝の喪を發しなかった事である。これは、皇帝位の空席と後継者の北京不在の情報を、封鎖する行為と言う事ができよう。こうして情報を出さなかったのは、外部に皇太子の即位を危うくする存在がいたからこそその措置ではないだろうか。

こうした存在として、まっさきに挙げられるのは、永楽帝の次男の漢王である。漢王朱高煦は、母が永楽帝皇后徐氏、つまり洪熙帝の同母弟である。靖難の変の際には、永楽帝と共に従軍し武勲があったことから、永楽帝に愛され、当時皇太子であった洪熙帝の地位を狙う動きを見せていた人物である。後に漢王は宣德帝が即位すると、永楽帝のやりかたにならって、君側の奸を除くと称して反乱を起こしている。しかしその反乱は、宣德帝自身が大軍を率いて鎮圧し、漢王は捕らえられた上に、庶人に落とされている。⁽²¹⁾張氏が取った行動も、取り越し苦労とは言えない事がわかっていく。

また漢王は永樂帝存命中、初めは雲南に封ぜられたが不満で就藩せず、改めて山東青州府に封ぜられた。つまり洪熙帝崩御当時、漢王は南京にいる皇太子よりも北京に近い位置にあり、しかも山東は皇太子が北京に帰還する際の通過地点にも当たっており、皇位を狙うにも好条件がそろいすぎている。廷臣たちも心配していた通り、漢王は皇太子の北京帰還を阻もうとしているが、それは失敗に終わっている。張氏が洪熙帝の第二子鄭王と第五子襄王に、皇太子が到着するまで北京に居らせて守りを固めているのは、こうした事情が背景にあるものと考えられる。また張氏は北京を守る一方で、永樂帝以来の廷臣である夏原吉に、軍事・国事を委任している。これも、皇太子即位の後の政治をスムーズに運ぶための配慮であろう。

張氏の一連の行動は皇太子の即位、大きく言えば皇統の安定、このたった一つの目的のために相互に関連しあう事項と言える。張氏は明朝皇統の安定、この一点のためにのみ尽力するという、皇后の皇位継承問題解決における基本方針と、その前例を作ったのである。

元来、明朝の皇位継承制度は、端的に言えば嫡子・長子相続であったが、靖難の変によって叔父の永樂帝が、甥の建文帝を倒して即位した事で、洪武帝が立てた皇位継承の理念は、早くも覆われてしまっていた。漢王が宣徳帝即位後に起こした反乱は、安定しきっていない明朝の皇位継承制度を反映するものと言える。張氏は一貫して皇太子の安定した即位のために行動したが、永樂帝嫡子の洪熙帝から、洪熙帝嫡子の宣徳帝への皇位継承は、図らずも洪武帝が打ち立てつつも一度崩れてしまった大原則を建て直し、定着させるといふ、大きな意味を持っていたとも言えよう。

このように張氏は平時においては、後宮外の事情についても精通し、皇帝に助言する事で影響を及ぼし、皇帝崩御といった非常事態が生じた時は、廷臣たちにも命令しえるような権力を持っていたのである。

では、それが次の皇位継承問題、宣徳帝の崩御と正統帝即位の際には、どのようにはたらいたのであろうか。

第二章 幼帝の即位

第一節 宣徳帝の遺詔

洪熙帝崩御を受け、皇太子は即位して宣徳帝となり、張氏は皇太后となった。⁽²⁸⁾ 彼女が皇后であった期間は一年にも満たないが、皇太后であった期間もそう長いものではなく、再び皇帝の崩御、そして一層深刻な問題に直面する事になるのである。

宣徳十年（一四三五）正月乙亥、宣徳帝が崩御した。⁽²⁹⁾ 即位して約十年の早すぎる崩御は、ここにまた皇位継承問題を生じさせた。それは皇太子（後の正統帝）が当時、まだ十歳にも満たない子どもという事にあつた。⁽³⁰⁾

それまでの明朝で、もつとも若くして即位した建文帝でも二十歳を超えており、⁽³¹⁾ 若いどころか幼い皇帝を戴く事に、朝廷内外が動揺するのは目に見えていた。そのため宣徳帝の遺詔には、皇太子の即位、文武官にその補佐を命じる文言とともに、「国家の重大事は皇太后・皇后を通した後、施行せよ（凡国家重務、皆上白皇太后・皇后、然後施行）」と、特筆されたのである。⁽³²⁾

この遺詔の文言は、非常に重い意味を持つていたと言わざるを得ない。張氏が洪熙帝の遺詔にかかわつた事、情報封鎖などの措置を取る事ができた事から、皇后・皇太后が一定の権力を持つていた事は間違いない。しかしそれでも洪熙帝の遺詔には、后妃の権力を認める言葉は一切登場しなかつた。いや、張氏自身が洪熙帝の遺詔に関与していた以上、おそらく記載させなかつた文言と言えよう。しかし宣徳帝の遺詔は、国家の重大事について、幼い皇帝に代わつて皇太后・皇后の決定を仰ぐことを明文化しているのである。

宣徳帝の遺詔にある皇太后は張氏を、皇后は宣徳帝皇后で皇太子生母の孫氏を、それぞれ指しているが、皇太后が序

列では上位を占める以上、この遺詔の文言は張氏にあてられたものと解釈してよからう。つまり、皇太后の政治的影響力が公的に認められたと言えるのである。

では宣徳帝の遺詔を受けて、張氏はどのように対応したのだろうか。

皇太子、つまり正統帝の即位までの経過を見ると、実は宣徳帝崩御の後、皇太子ではなく別の人間を即位させようとする動きが、廷臣たちのなかにあったようである。遺詔が出されたといつても、やはり幼い皇帝の即位は、廷臣たちに不安と抵抗をもたらしたためと思われる。しかし、張氏は自らが皇太子を推す立場を表明して混乱を静め、正統帝を即位させている³³。皇太后の決定が廷臣たちに、多大な影響を与えた事が窺えよう。

しかし張氏は正統帝が即位するとその後は、垂簾聽政を廷臣たちに求められても拒絶し、あくまで廷臣たちに政治を委ねた³⁴。これは張氏が、政治に直接関与しない事を明らかにしたと同時に、皇后・皇太后が発揮する権力や直接的な影響力は、皇位継承問題が解決するまでの限定的なものと、自ら示す行為でもあったと言えよう。

ここで一つの疑問が生じる。廷臣たちは垂簾聽政を要請したが、これは宣徳帝の遺詔に続いて、皇太后の政治的権力を容認するものである。そして垂簾聽政は后妃の政治介入を招き、中国歴代王朝を通じて亡国の原因を作っていた事を、廷臣たちも宣徳帝も知らないはずがない。張氏の決断により、過去の例を踏む事はなかったものの、危険と隣り合わせと言つてよいものであろう。なぜこのような行動が取られたのだろうか。

宣徳帝も廷臣たちも、歴史にあった過ちを、わざわざ再現しようとするはずはない。取えてあのような行動に出たのは、過去の例を再現させないための手段、それもかなり有効なものがあったからこそ、取れた行動だったのではないだろうか。つまり、皇太后が政治的影響力を強く持つ事にならうとも、それを掣肘しえる、ものがあつたと考えられるのである。

第二節 正統帝の即位事情

張氏は宣徳帝の遺詔によって、より強い政治的影響力を持つ事になった。彼女は洪熙帝が崩御した際には、国事・軍事は廷臣に任せていたが、宣徳帝崩御の前後には、どのような対応をしたのであろうか。

先述のように宣徳帝崩御当時、皇太子であった正統帝は幼かったため、他の候補者を推す動きが出ていたが、それを治めたのが張氏であった。その様子を『国権』巻二十三、宣徳十年正月己亥では、

宣宗が崩御し、皇太子はまだ九歳だった。……襄王を立てるといふ話があり、皇太后はこれを聞くと、たちどころに乾清宮に向かい、皇太子を抱えて閣臣を呼び出し泣いて言った、「これが新天子である」と。閣臣は伏して万歳を唱え、群臣もこれに従い、噂はおさまった。

宣宗賓天。皇太子年九歳、……或謂立襄王。太后聞之、立至乾清宮、携太子召閣臣泣曰、此新天子也。閣臣伏謁呼万歳、群臣隨之、浮議乃息。

とあり、『明史』后妃伝にも同様の記述が見られる。⁽³⁵⁾ 幼い皇帝の即位を張氏が支持した事で、廷臣たちもそれに従ったわけである。

しかしその前段階として、張氏は幼い皇太子の即位について迷っていた節がある。たとえば『菽園雜記』巻八には、宣徳帝が崩御した時、老娘娘は国に長君あるは社稷の福として、襄王を立てようとし、宮中に入れたが、後に三楊（楊士奇・楊榮・楊溥）が話しあつた上で反対したので、やめた。……老娘娘は、張太后である。

云是宣廟賓天時、老娘娘以為国有長君、社稷之福、嘗欲召襄王、因取入。後以三楊學士議不諧而止。……老娘娘、張太后也。

とあり、張氏が皇太子ではなく襄王を立てようとしたが、廷臣たちの反対にあつて、それを断念しているのである。こ

うした内容は、『名山藏』⁽³⁶⁾『罪惟録』⁽³⁷⁾『彤史拾遺記』⁽³⁸⁾にも見られ、すべて「太后（張氏）が長君は国福として、襄王を立てようとしたが、果たせなかった（太后謂国福長君、欲召立襄王、不果）」としている。

襄王とは洪熙帝の第五子、母は張氏自身であり、張氏所生としては第三子である。⁽³⁹⁾彼は洪熙帝崩御の際や、漢王の反乱の際に、監国として北京の守りを命じられており、⁽⁴¹⁾張氏も頼りにする存在であつた事が窺える。有能かつ人望の厚い人物であつたようで、後に土木の変で皇帝不在になつたときにも、再び皇位繼承候補者として取りざたされるほどである。⁽⁴²⁾

最終的に張氏は皇太子を即位させたが、そこに至るまでの彼女の迷いが、朝廷にうわさや混乱を引き起こしたものと考えられる。つまり皇太后の意思が、朝廷にも非常に重く受け止められていた事をよく表していると言える。

ここで重要になるのは、皇太子以外の候補者として襄王が推された事、そして皇太后が襄王を立てようとしたが、廷臣たちの反対で断念した事、の二点である。

まずなぜ皇太子以外の候補者として、襄王が挙げられたのであろうか。張氏は襄王を推す理由として、「国有長君」としているが、先述のように襄王は洪熙帝の第五子で、また宣徳帝崩御当時、洪熙帝第二子の鄭王が健在であり長君には当たらない。張氏の子、つまり嫡子に限つたとしても第三子の越王がおり、やはり長君とは言えないのである。

それでも幼い皇太子に代わる人材として、数いる王たちのなかから襄王が推された。それは、張氏の子、嫡子であつた事に加え、有能で人望に厚かつた事が大きかつたと考えられる。⁽⁴³⁾これは皇太后の影響力が大きかつた事を示すと同時に、皇太子以外の皇位繼承候補者として嫡子から選ばうという意思は、洪熙帝から宣徳帝へ嫡子相続されたことによつて、『皇明祖訓』の理念がここにきて定着してきた事の表れであろう。

しかし、襄王の即位は実現しなかつた。国家の重要事を預かる皇太后の子であり、その推薦を受けていたにもかかわ

らず、廷臣たちの反対によって阻まれたのである。しかしこれは見方を変えたと、張氏が廷臣たちの意見を受け入れたため、とも言える。張氏は万事独断専行せず、廷臣たちの意見を優先した。つまり皇太后を掣肘しえるのは、廷臣自身であったと言える。

張氏は最終的には、皇太子の即位を決断し、あくまで皇位継承問題の解決にのみ尽力し、洪熙帝崩御の時と同様に皇統の安定にのみ、力を振った。

張氏は宣徳帝の遺詔によって、政治的に強い影響力を持つ事になったが、廷臣たちの意見を受け入れる事で、持たされた権力を制限し、皇位継承問題に際しての皇后・皇太后の権限を限定的にする前例をも、作つたと言えよう。

ともあれ皇位継承問題は解決し、正統帝が即位した。しかし張氏は先述のように、垂簾聽政を拒み、さらに外戚である自らの一族が政治的な権力を持つ事を厳禁している。一度は振った権力を、簡単に手放してしまっているわけだが、彼女のこうした姿勢はどこから来るものなのか。そして、その態度は幼い正統帝と朝廷にどのような影響を及ぼしたのか。正統帝即位から張氏の崩御までの七年間の動きを通じて、皇帝即位後の皇太后の動きについて見ていきたい。

第三章 皇太后の役割

第一節 内廷管理

正統帝が即位すると、張氏は太皇太后となった。⁽⁴⁶⁾ 通常であれば張氏は、後宮の頂点に立つ者として後宮を管理し、幼い皇帝の養育や教育を監督するのみでよかったものと思われる。

正統帝即位当時の後宮内で、最上位は太皇太后である張氏、次席は宣徳帝皇后であり正統帝生母の孫氏であった。孫氏は宣徳帝の貴妃であったが、正統帝を産んだことで皇后になった人物であり、それまで皇后であった胡氏は廢后と

なっていた。

胡氏の廢后は宣徳三年（一四二八）の事であるが、明朝において皇后を廢するのは、もちろん初めてであった。宣徳年間（は初めての）の皇太后の誕生や廢后など、明朝後宮にとって一つの画期点となる事件が起こった時代であったと言える。こうしたなか、張氏はどのように内廷を管理していったのであろうか。

まず胡氏が廢后となる経緯は、『明宣宗実録』によると宣徳三年（一四二八）三月、胡氏が突然退位の辞を表した事に端を発し、宣徳帝も皇太后も止めたが、結局辞は受け入れられ、胡氏は廢されている。⁽⁴⁷⁾

『明宣宗実録』は、胡氏が自ら辞を表したとしている。しかし、後の正統帝朱祁鎮が宣徳二年（一四二七）十一月に誕生し、そのまま立太子されている事や、『明史』后妃伝に「宣徳帝が胡氏に辞位を表させた（帝令后上表辞位）」とある事から、⁽⁴⁸⁾ 胡氏は廢后を強制された可能性が非常に高い。廢后は強制されたとしている『彤史拾遺記』には、宣徳帝が孫氏を皇后の座につけようと、廷臣と議論を重ねていた様子が書かれている。

そのなかで張氏は、敢えて口を出すことはせず「廷臣たちと議論せよ（与卿等議）」との旨を出している。⁽⁴⁹⁾ 張氏は廢后を許さなかったが、⁽⁵⁰⁾ 結局胡氏の廢后が決定する。張氏は廢された胡氏を憐れんで、常に内廷での宴では孫氏よりも胡氏を上座においたという。⁽⁵¹⁾

以上から考えて、皇帝・廷臣は後宮の事について、皇太后の意見をきいていた事がわかる。しかしそれについて張氏は、直接的な指示はせず、また皇帝や廷臣たちの決定を最終的には尊重する立場を取っている。後宮の事とはいえ、やはり最終決定権は皇帝にあり、皇太后といえども覆せなかった事は、皇帝権力が極端に大きくなった明朝の特徴と言える。では、皇帝や廷臣たちの意思を尊重する張氏の姿勢は、他のどのような事に作用したのであろうか。

第二節 宦官・外戚対策

先述のように、張氏は自ら政治を行う事はなく、廷臣たちから垂簾聽政を要請されても断り、

祖宗の法を壊してはいけない。私はただ急務でない事項は一切裁決せず、つねに帝（正統帝）が勉学にはげむよう見るのみで、すべてを股肱に委任する。

母壞祖宗法。第悉罷一切不急務、時時勸帝向学、委任股肱。⁽⁵²⁾

と言つて、廷臣たちに一切を任せる事を明言している。同様の記述は他の史料にも、決まり文句のように見られる。その他にも、

太皇太后張氏はかつて便殿に来て、英国公張輔・大学士楊士奇・楊榮・楊溥・尚書胡濙は旨を受けて入朝した。上（正統帝）は東に立ち、太皇太后が上に言ったことには、「この五人は先朝より仕えているので、皇帝は何か行つた計画があつても、五人が賛成しなければ、行つてはいけません。」と。上はその命を受けた。

太皇太后張氏嘗御便殿、英国公張輔・大学士楊士奇・楊榮・楊溥・尚書胡濙被旨入朝、上東立、太皇太后顧上曰、此五人先朝所簡賫、皇帝者有行与之計、非五人賛成、不可行也。上受命。⁽⁵³⁾

とあるように、張氏が廷臣たちに全幅の信頼をおいて、すべてを委ねていた様子が描かれているものもある。

ここでは張氏は正統帝に、五人の廷臣たちの意見をきくよう言い聞かせているが、これは張氏が廷臣たちに一切を委ねているだけではなく、彼らの意見の後ろに自分がある事を示し、廷臣たちにより強い権威をもたせる役割を果たしていると言えよう。張氏のこうした姿勢は、幼い皇帝の補佐のためのものであり、朝廷の安定という意味でも、非常に大きな意味を持つており、それは張氏が廷臣にとつて不都合なもの、たとえば中国歴代王朝によく見られる、皇太后を恃んだのさばる外戚たち、そして皇帝の意見を左右しうる宦官などに対し、厳しい態度を取っている事にもよく表れてい

まず宦官については、当時権力を持ち始めていた太監王振への対応が挙げられる。

そもそも宦官は明朝において、当然の事ながら政治関与を禁じられていたが、永楽年間以降その禁令は破られるようになっていった。そして宣徳年間に入ると、本来無学の者であるはずの宦官を教育するための内書堂が作られるに至る。⁽⁵⁴⁾ 王振はまさにその内書堂で学んだ宦官であった。⁽⁵⁵⁾

明朝の宦官は、宣徳年間に政治に関与できる素地が作られ、正統年間は高度な教育を受けた宦官が活躍を始める時期に当たり、まさに「宦官の専政はこれより始まる（宦官専政自此始）」時期に入っていたのである。⁽⁵⁶⁾

王振は正統帝の教育係であり、正統帝は彼を先生と呼んで、非常に信頼していた。王振は正統帝が幼い事、そしてその幼い皇帝の全面的な信頼のもと、横柄な態度に出る事もあった。しかしある日、張氏は皇帝と廷臣たちの面前で、皇帝の起居について王振を咎め、死罪を賜ろうとしたのを、皇帝と廷臣が止めに入り、その場を収めるといふ事件が起こった。⁽⁵⁷⁾ この事件は、皇太后が宦官の害悪を抑える役割を果たした事をよく表しており、王振も張氏が崩御するまでは政治に干渉できなかつたほどである。⁽⁵⁸⁾ またそれは、皇太后の存在や一言が宦官のみならず、皇帝・廷臣たちにも、絶大な力を及ぼしていた事を示している。

張氏は自ら政治介入する事はなく、宦官も牽制していたわけであるが、后妃という存在に必ずついてくる外戚はどうだったであろう。外戚は中国歴代王朝、特に古代においては、皇帝権力をしのぐ勢いを持つ事もめずらしくない上、王朝の滅亡原因として少なからず絡む存在である。

張氏の一族は、彼女が燕王世子妃になった事から地位を得た事は間違いない。張氏の父張麒はまず兵馬副指揮、さらに娘が皇太子妃になると京衛指揮使を授けられた。その後まもなく死亡しているが、張氏が皇后になるに及んで、彭城

伯に追封されている。⁽⁵⁹⁾ また張麒には二人の息子があり、ともに靖難の変の際に軍功があり、張麒に追封された彭城伯は、長男が受け継ぎ、子孫に世襲も認められている。⁽⁶¹⁾

このように張氏の一族は、実際に功績をもって朝廷から地位を得ている面もあり、決して外戚としての地位に甘んじていただけではない。しかし張氏は自分の兄弟に対し、政治関与を許す事はなかった。⁽⁶²⁾

実は明朝の張氏以前の皇后も、自らの実家を優遇する態度を取っているとは言いがたいのである。まず洪武帝皇后馬氏は「爵禄を外戚にかたよらせるのは、非法である（爵禄私外家、非法）」として親族へ官位を与える事を断っている。⁽⁶³⁾ さらに永楽帝皇后徐氏は、建国の功臣徐達の娘であるためか、靖難の変後、実家に官位を与える事を強く断り、それを振り切つて永楽帝が下した処遇について、謝辞を言わなかったとされる。⁽⁶⁴⁾

このような皇后の姿勢は伝統となったようで、明朝のその後の皇后たちも、皇帝から地位の提案をされても拒否しているほどである。⁽⁶⁵⁾

このことから張氏の態度は、明朝の皇后・皇太后としての対応としては、伝統を踏まえた当然の行為のように思われる。しかし彼女の態度は、廷臣たちの目にも厳しく見えたようで、「取り越し苦労である（不用過慮）」とされるほどであったが、彼女の態度が変わる事はなかった。⁽⁶⁶⁾

張氏は、徹底して表舞台に立つことなく、自らの影響力を廷臣たちの後ろ盾となる一方で、何かと差しさわりのある宦官・外戚に対して厳しい姿勢で臨んでいる。后妃として、これ以上の対応はないであろう。明朝では宦官の弊害は、結局歴史上に類を見ないほど大きなものになってしまいが、外戚や后妃による害悪はまったくなかったと言つてよいのは、こうした張氏の行動に見られるような后妃の賢明なあり方が大きいと言えよう。

第三節 後宮教育と女訓書

では張氏をはじめ、明朝の皇后たちがこぞって外戚を遠ざけ、また権力を持つ機会がありながら、政治介入しようとするのではないかなぜだろうか。

先述のように明朝の后妃たちは、初期を除いて基本的に民間から選ばれており、後宮に入る前の出自は問われなかった。それは、皇族との婚姻以前から権力を持っている家の娘を、敢えて選ばないようにした、洪武帝の方針のためである。⁽⁶⁷⁾ 洪武帝は『明史』后妃伝序に「昔の女禍に鑑みて、綱紀を作り、まず内教を厳しくした⁽⁶⁸⁾（明太祖鑑前代女禍、立綱陳紀、首嚴内教）」とあるように、厳しい規則ばかりでなく、教育までも用意していたのである。そのことは、洪武元年（一三六八）に儒臣に命じて『女誠』を作らせている事からもわかる。⁽⁶⁹⁾

明朝が後宮教育に力を入れていた事は、皇帝だけではなく女性、それも后妃自らの手で、女訓書を作成していた事からも窺える。皇后が作成した女訓書で現存しているものは、永楽帝皇后徐氏の『内訓』、嘉靖帝生母蔣氏の『女訓』の二つであるが、その他にも洪武帝皇后馬氏の『内訓』、万曆帝生母李氏の『女鑑』があったとされている。

この四つの女訓書のなかで、嘉靖帝生母蔣氏の『女訓』は、蔣氏がまだ安陸の王府にあったときに作られているので、実際に後宮内で作られたものは三つ、現存するものとしては徐氏の『内訓』のみといえるので、ここでは永楽帝皇后徐氏の『内訓』について見ていくこととする。

『内訓』の序において徐氏は、「洪武帝皇后馬氏の教えを、後宮の女性たちに教えるために作った（用述高皇后之教、以広之為内訓二十篇、以教宮壺）」としており、後宮女性に向けて作られた事が推察できる。しかし実際は徐氏が崩御の後、永楽五年（一四〇七）十一月に群臣に与えられ、公刊されて広く知られる書物となっている。⁽⁷⁰⁾

この『内訓』が、実際にどのように後宮内で読まれ、教育に使用されたのか、また公刊されて、どれほど読まれたも

のなのかは、わからない。

ただ嘉靖帝生母蔣氏の『女訓』では、著者の蔣氏（章聖皇太后）から、嘉靖帝皇后に『女訓』を授ける儀式が行われたが、そのなかで『内訓』は『女訓』とともに女官に記誦する事や、毎月決められた日には、皇太后の前で聴講する事などが定められている。この儀式は、嘉靖十年（一五三一）に『女訓』が『内訓』とともに公刊される事に合わせたものである。『女訓』は、すでに公刊されている『内訓』とともに出され、また後宮内の儀式や聴講においても、『女訓』は『内訓』と、並べて読む事になっていたのである。

このことから『内訓』は嘉靖年間には、すでに広く読まれていた書物であり、評価も高かったのではないだろうか。『女訓』の公刊はその『内訓』とともに出すことで、『女訓』の權威を高めようとする、嘉靖帝の狙いがはたらいたものと言える。同様に、後宮内で『内訓』『女訓』の聴講が行われた事は、それ以前から后妃の教育に『内訓』が読まれており、后妃たちの思想に大きく反映したと考えられるのである。

『内訓』二十章のなかには、外戚への対し方について述べた章「待外戚」が設けられている。そのなかでは、外戚の過ちは后妃の徳の賢否にかかっているとし、過去の例を引いた上で、

外戚一族を保とうとするならば、后妃は師傅を選んで一族を教育し、皇帝が優遇しようとも、法を乱させる事はしないものである。禄を賜らうと、政治を預からせる事はしないものである。

夫欲保全之者、扱師傅以教之、隆之以恩、而不使撓法。優之以禄、而不使預政。

とあり、后妃は自らの一族に対して皇帝の恩寵によって、のさばらせるのではなく、むしろ厳しい態度で監督する事こそが、一族を保つ一番の方法としているのである。この文言は、まさしく明朝の后妃の姿勢を表しているものと言えよう。

また、君主への仕え方を記した章「事君」では、

外の事には干渉せず、（後宮）内外のけじめをつけ、命令を外に出さず、邪まや僻みを遠ざけ、威儀を正す事につとめ、寵愛を独占して恩をたのんではならない。政治に口出しして法をまげてはならない。

外事不渉、謹弁内外、教令不出、遠離邪僻、威儀是力、母擅寵而怙恩。母干政而撓法。

とあり、政治干渉を厳しく禁じている。

張氏をはじめとする明朝の後妃たちの対応は、『内訓』に見られるものであり、外戚や廷臣たちへの配慮、政治に口出ししない態度は、明朝後宮での教育が非常に大きな影響を与えていたと考えられるのである。

洪武帝は後宮内に、厳しい規則を設けるとともに、教育に力を入れたことで、やがて后妃たち自身が著した女訓書が生まれた。これは厳格な規定とともに、后妃たちへの絶大なる抑止力となるに至ったと言えるよう。

おわりに

本稿では、明朝の後妃が政治に与えた影響を見るため、明朝で初めての皇太后・太皇太后となった張氏について検討を加えた。

張氏は洪熙・宣徳・正統の三つの時代において、皇后・皇太后・太皇太后として後宮の頂点にあり、そして二度の皇位継承問題に向き合った。皇帝崩御に際し、皇太子が不在であったり幼かったりして皇帝不在期間が生じたとき、皇太后・皇太后は先代皇帝の代行者として問題を解決すべく動かなければならなかった。張氏は一貫して、皇統の安定した継承のために尽力しており、また廷臣たちも皇太后の意見を尊重した。しかし、それは張氏が独断専行できるものではなく、廷臣たちが反対を表明すれば、自らの方針を転換させている事から、張氏の行動原則は皇統の安定とともに、朝

廷の安定を保つ事でもあったと言えよう。

このように皇位継承問題と皇帝不在が、皇太后が動かざるを得ない状態に立たせたと言えるわけだが、一度皇帝が即位してしまうと、張氏は政治に一切口出しするような事はなかった。しかしそれは明朝の後妃に政治的影響力がなかったと、即言えるものではない。張氏は皇后の時代から、後宮外の事についても事情を詳しく承知しており、それは皇太后になっても変わらなかつたと考えられる。

宣徳年間に起こった廢后という事件についても、張氏は反対の意を間接的に伝えつつも、最終的には皇帝の決定に従っている。後宮内の事であっても、皇太后は直接的に皇帝に意見せず、また皇帝の最終決定を覆す事はなかつた事を表している。

そして宣徳帝が崩御すると、その遺詔を受け張氏は太皇太后として、若い皇帝に代わり国家の重大事について決定を下す立場となる。宣徳帝の遺詔は皇太后の権力を皇帝が保障するものであり、それまでも張氏が政治について指示や相談を皇帝から受け、直接的ではないものの后妃が皇帝に影響を与えていた事を、公的に認めるものと言える。

しかし、張氏は廷臣たちにすべてを任せ、自らは決して積極的に介入しようとはしなかつた。太皇太后になってからの張氏は皇帝の養育の監督とともに、権力を持ち始めていた宦官王振を牽制し、外戚に政治関与を厳しく禁じた。張氏は廷臣たちの後ろ盾として、朝廷の安定につとめた。張氏の行動規範は終始一貫して、明朝内外廷の安定、この一点に尽きると言えよう。

このような模範的な后妃のあり方は、明朝の後妃に対する教育、それも后妃自身が女訓書を編纂するほど熱心なものが根底にある。このなかで皇后は後宮の頂点、天下母儀の模範たらなければならなかつた。張氏はそれを強く意識していたと思われる。

それを示すように張氏は、正統六年（一四四一）正月、正統帝の後妃選びのため、礼部に勅諭して北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西に立て札を立てさせ、十三から十五歳の女子で、容貌が美しく礼節がしっかりしている者を、父母に北京に送らせた上で、自らが未来の皇后を審査するという命令を発している。⁽⁷³⁾

この后妃選びによって選ばれた錢氏と正統帝の婚儀は、翌年七月に執り行われ、やるべき事は終わったと言うように、その三ヵ月後に張氏は崩御する。⁽⁷⁴⁾崩御に際し張氏は、宮中の事を皇太后（孫氏）に委ねながらも、后妃が国政に関与する事を改めて厳禁している。⁽⁷⁵⁾このことは、張氏自身が政治に介入しないように、注意深く振舞っていた事を示すものであり、また当時の皇太后孫氏をはじめ、後の后妃たちに向けた、自らと同様の立場に立たされたときのための警告であろう。結局、明朝の後妃は実際に垂簾聽政を行った人物は現れなかったが、いつそうなってもおかしくない危うさをはらんでいる事を、当事者であった張氏自身が一番感じていたのであろう。

本稿では明朝の後宮、皇太后について張氏を例として取り扱ったが、それ以降の明朝に皇位継承問題が起こらなかつたわけではない。その際、皇太后をはじめとする后妃たちはどのような動きを見せたのか。また、逆に皇太后が不在であったときはどのような問題が生じたのか。明朝中期以降の後宮にかかわる諸問題については、今後の課題である。

注

(1) 『典故紀聞』卷二。

太祖以元末之君不能嚴宮闈之政、至宮嬪女謁私通外臣、而納其賄賂、或施金帛於僧道、或番僧入宮中撰持受戒、而大臣命婦、亦往來禁掖、淫泆邪亂、札法蕩然、以至於亡。遂深戒前代之失、著為令典、俾世守之。皇后之尊、止得治宮中嬪婦之事、即宮門之外、毫髮事不預焉。自后妃以下至嬪侍女使、大小衣食之費、金銀錢帛器用百物之供、皆自尚宮奏之、而後發內使監官覆奏、方得赴所部關領。若尚宮不及奏、而朦朧發內官監、監官不覆奏而輒擅領之部者、皆論以死、或以私書出外者、罪亦如之。

(2) 正統帝と万曆帝が、それぞれ十歳程度で即位している。

(3) 『明史』卷百十三、后妃伝一。

仁宗誠孝皇后張氏、……太后遇外家嚴、弟昇至淳謹、然不許預議国事。

(4) 『明史』卷三百、外戚伝。

張麒、永城人。洪武二十年以女為燕世子妃、授兵馬副指揮。世子為太子、進京衛指揮使、尋卒。仁宗即位、追封彭城伯、諡恭靖、後進侯。

(5) 『明太宗実録』卷三十、永樂二年四月甲戌。

冊立世子為皇太子、封第二子高煦為漢王、第三子高燧為趙王。諸王子未受封爵者、嫡長子封為世子、衆子為郡王。冊長子妃張氏為皇太子妃、第二子妃韋氏為漢王妃、第三子妃徐氏為趙王妃。

(6) 注3に同じ。

后始為太子妃、操婦道至謹、雅得成祖及仁孝皇后歡。太子數為漢・趙二王所間、體肥碩不能騎射。成祖恚、至減太子宫膳、

瀕易者屢矣、卒以后故得不廢。

『明史紀事本末』卷二十七、高煦之叛。

上及后御便殿、東宮妃張氏親執庖爨上御膳。恭謹上大喜曰、斯婦賢、他日吾家事多賴也。自此無易儲意。

『彤史拾遺記』卷二、仁宗皇后張氏。

后內寬仁宗而外事成祖及仁孝皇后甚謹、重得仁孝心、仁孝每言于成祖、成祖亦意解。嘗曲宴內苑、仁宗侍、成祖見仁宗色變、唾而詈移時指后曰、此佳婦、他日當承我家、脫微此、廢爾久矣。后起頓首謝。頃之忽失后所在、上怪使覓后。則后方親入宮庖、手湯餅出薦。上且喜且感、顧仁孝、仁孝為慰勞泣下、乃呼仁宗及后前劇飲、尽懼乃罷。由是太子得不易。

(7) 『明仁宗實錄』卷三上、永樂二十二年十月己酉。

遣大師英國公張輔・太子大傅安遠侯柳升・少傅兼吏部尚書蹇義、持節及金冊・金宝、冊妃張氏為皇后。

(8) 注3に同じ。

(9) 『明仁宗實錄』卷十、洪熙元年五月辛巳。

上疾、大漸。遺詔天下位皇太子。詔曰、朕以菲德嗣承祖宗洪業、君臨天下、甫及逾年。上惟皇考太宗皇帝山陵永遠、追功哀誠、下惟海內黔黎彫瘵未復、憂勞夙夜。時用遵疾、奄至大漸。夫死者晝夜常理、往聖同轍、奚足悲念。惟宗社生民、必有君主。長子皇太子、天稟仁厚、孝友英明、先帝夙期其大器、臣民咸哉其令望、宜即皇帝位、以奉神靈之統、撫億兆之衆。朕既臨御日淺、恩沢未浹於民、不忍復有重勞。山陵制度務從儉約。喪制、用日易月、中外皆以二十七日祔服、無禁嫁娶音樂。在外親王藩屏為重、不可輒離本國。各處總兵・鎮守備禦重臣、及文武大小官員、亦毋擅離職守。聞哀之日、止於本處朝夕哭臨三日、悉免赴闕行禮。皇考太宗皇帝服制、仍遵去年八月之令。嗚呼南北供億之勞、軍民俱困、四方嚮仰、咸屬南京、斯亦吾之素心。君國子民、宜從衆志。凡中外文武郡臣、咸尽忠秉節、佐輔嗣君、永寧我國生民、朕無憾矣。詔告

中外咸使聞知。是日上崩于欽安殿。宮中以皇太子未至未發喪。

(10) 『明宣宗實錄』卷三、洪熙元年七月乙亥。

遣太師英國公張輔、告昊天上帝厚土皇帝祇。太保寧陽侯陳懋、告五廟。太皇太后上親告太宗皇帝几筵・仁宗皇帝几筵。上奉冊宝、尊母后張氏為皇太后。

(11) 『明宣宗實錄』卷百十五、宣德十年正月乙亥。

上崩、遺詔天下。詔曰、朕以菲薄獲嗣祖宗大位、兢兢夕惕懼弗克負荷、蓋今十有一年矣、而德沢未洽於天下、心恒愧之。比者遭疾、日臻彌留。夫死生常理、修短定數、惟不能光承列聖之洪業、終奉聖母皇太后之養、中心念之、雖歿弗寧。長子皇太子祁鎮、天性純厚、仁明剛正、其嗣皇帝位。在廷文武之臣、協心輔佐、務以安養軍民為本、母忝朝命。凡國家重務、皆上白皇太后・皇后、然後施行。中外大小臣僚、各敬乃職、效忠嗣君、毋忝朝命。喪制悉遵皇考洪熙元年五月遺詔、毋改山陵、務儉約。宗室親王、藩屏任重、謹守封國。各處總兵及鎮守官、及衛所府州縣、悉心尽力、安撫軍民勿擅離職。赴闕進香者、令佐式幕職、或遣官代行、兩廣・四川・雲南・貴州七品以下衙門、並免進香。故茲詔諭、咸使聞知。

(12) 『明英宗實錄』卷二、宣德十年二月辛亥。

謹上册宝、尊聖祖母皇太后為太皇太后、聖母皇后為皇太后。

(13) 『明英宗實錄』卷九十七、正統七年十月乙巳。

太皇太后崩。遺誥内外文武群臣曰、吾自洪武中配仁宗皇帝三十余年、為未亡人十有八年。今命止此、得全婦以從先帝於地下足矣。允惟國家重事、存沒在念。皇帝聰明孝敬、仁厚剛果。爾内外文武群臣、宜尽誠輔導。夫天下者、祖宗之天下、軍民者、祖宗之軍民。惟愛人為保國之本、惟施仁為愛人之道。爾群臣咸佐皇帝、惇行仁政、各秉廉公忠誠、勤慎不懈、庶幾克濟。宮中庶務、悉取皇太后处分。諸后妃家、並須遵奉皇祖訓戒、不許干預國政。吾素無德及下、身沒之後、喪服悉遵仁

宗皇帝遺詔、以日易月、二十七日而除、哭臨三日即止。君臣皆同、不得故違。皇帝宜念万機之重、群臣当共慰勉、毋得過哀。成服三日後、即聽政。天地・宗廟・社稷之祭、不可以畢廢尊、及百神之祀、皆循常勿停。宗室諸王藩屏為重、母輒離本國、但遣人進香、不必送葬。諸子先有君命召者、君命為重、仍聽赴京。在外大小文武衙門、並免進香、中外臣民之家、並勿禁音樂嫁娶。悉遵行之、勿違。

(14) この間の経緯については、新宮学『北京遷都の研究』汲古書院、二〇〇四年を参照。

(15) 『明仁宗実録』卷十、洪熙元年五月庚辰。

召尚書蹇義・大学士楊士奇・黃淮・楊榮至思善門。命士奇勅遣中官海寿馳召皇太子。

(16) 注9に同じ。

(17) 『明宣宗実録』卷一。洪熙元年六月庚戌。「上即皇帝位。」

(18) 注9に同じ。

(19) 『世宗莊憲大王実録』卷一。乙巳七年、閏七月癸卯。

聖節使通事趙忠佐等、……忠佐啓曰、節日使未及到北京、聞大行皇帝崩逝、即服喪服哭臨三日。至帝都、進表於礼部。礼

部聞奏、以表及方物獻於大行皇帝殯前。聞崩逝之故於華人、或云天震之、或云病而崩、諱之也。其遺詔、皇后所為也。

(20) 注9に同じ。

(21) 『明史』卷百十八、諸王三。

(22) 『忠靖集』附録遺事、夏忠靖公遺事。

仁宗寶天公受顧命、宣宗為皇太子、監国南京。中外汹汹、有漢庶人之憂。

(23) 注21に同じ。「未幾、仁宗崩、宣宗自南京奔喪。高煦謀伏兵邀於路、倉卒不果。」

- (24) 洪熙帝には、十人の皇子と七人の公主があつたが、鄭王の母は李賢妃、襄王の母は張氏である。
- (25) 『明史』巻百十九、諸王伝四。
- 鄭靖王瞻埈、仁宗第二子。永樂二十二年十月封。仁宗崩、皇后命与襄王監国、以待宣宗。
- (26) 注22に同じ。「太后以公東宮旧輔、凡軍国事悉命公裁处。」
- (27) 『皇明祖訓』法律。
- 凡朝廷無皇子、必兄終弟及。湏立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必当分守勿動。遺信報嫡之当立者、務以嫡臨君位朝廷、即斬姦臣、其三年朝觀並如前式。
- (28) 注10に同じ。
- (29) 注11に同じ。
- (30) 注3に同じ。「宣宗崩、英宗方九歳。」
- (31) 建文帝は、洪武十年（一三七七）十一月に誕生、洪武三十一年（一三九八）に即位している。
- (32) 注11に同じ。
- (33) 注3に同じ。
- 宣宗崩、英宗方年九歳、宮中訛言將召立襄王矣。太后趣召諸大臣至乾清宮、指太子泣曰、此新天子也。群臣呼万歳、浮言乃息。
- (34) 注3に同じ。
- 大臣請太后垂簾聽政、太后曰、母壞祖宗法。第悉罷一切不急務、時時勸帝向学、委任股肱。
- (35) 注34に同じ。

(36) 『名山藏』卷三十、坤則記、張皇后。

(37) 『罪惟錄』列伝卷二。

(38) 『彤史拾遺記』卷二、仁宗皇后張氏。

(39) 張氏所生の男子は、宣德帝・越王(第三子)・襄王(第五子)である。

(40) 注25に同じ。

(41) 『明宣宗実録』卷二十、宣德元年八月己巳。「命鄭王瞻埈・襄王瞻墀居守。」

(42) 注25に同じ。

襄憲王瞻墀、仁宗第五子。……英宗北狩、諸王中、瞻墀最長且賢、衆望頗屬。太后命取襄國金符入宮、不果召。

(43) 荷見守義「景泰政權成立と孫皇太后」『東洋学報』卷八十二第一号、二〇〇〇年。

(44) 注34に同じ。

(45) 注3に同じ。

(46) 注12に同じ。

(47) 『明宣宗実録』卷三十九、宣德三年三月癸未。

命駙馬都尉西寧侯宋瑛・太子少傅工部尚書兼謹身殿大學士楊榮為正副使持節、冊貴妃孫氏為皇后。初皇后胡氏為皇太子妃、上即位、立為后。踰年嬰疾久弗瘳、請於上曰、中宮之位以上承至尊奉宗廟之祀、致聖母之養、而下理宮闈之政、所係甚重。妾久病、致宗廟之祀、聖母之養、皆皇上独任其勞、中壺之事、又無所統。妾夙夜心不自安、自忖薄福、不可以忝斯位、惟大恩賜之間居、別選賢德以位中宮、妾余生庶延永久。上驚愕曰、皇后何為出此言、人病有愈時、豈當妄思及、此其勿言。數日後復申前請、上慰諭再三曰、皇后安意養疾。近聞医者言、疾漸向安、勿妄思也。一日皇太后視后疾、后請辭位就間如

請於上者。皇太后曰、媳婦何至出此言、慎勿妄思。他日又請於上及皇太后如前語、且曰皇上春秋三十、未有子嗣、是妾所累也。今既有疾、不付分引退、宗廟神靈豈祐之。遂上表請。不聽。自是屢請、會貴妃生子、后喜請於上立為皇太子。文武群臣亦三上表請冊立后、力贊上早定國本。貴妃固辭曰、皇后病癒當有子。上以白皇太后、皇太后曰、其順輿情既立為皇太子、后遂請立貴妃為皇后、外庭漫聞后遜位意、文武群臣亦上表請立貴妃為皇后、貴妃固辭、辭言、皇后在余敢干大分乎。群臣復上表請、上手詔答曰、夫婦人倫之本、恩義兼厚、方側辭遜之誠、遽聞建立之請、豈朕心所安哉。不允。外廷皆聞貴妃固辭、公侯文武群臣命婦合詞啓貴妃謂、聖子之生、是天命有在、天命不可違、皇太后之命不可違、皇上之命不可違、宜抑私己之謙、早正中宮之位、此國家大事也。貴妃又懇辭曰、吾荷國恩寵榮過矣、非所願也。上以衆人之請聞於皇太后、皇太后謂上曰、既有子為儲、其從衆請。上遂勅礼部曰、比皇后胡氏自惟多疾、不能躬承祭養、重以無子、固懷謙退。上表請聞、朕念夫婦之義、拒之不從、而陳辭再三、益加惓切、已從所志、就間別宮、其称号服食侍從悉如旧。貴妃孫氏、昔皇祖太宗文皇帝選嬪于朕十有餘年、德義之茂冠於後宮、實生長子、已立為皇太子、群臣咸謂、春秋之義、母以子貴、宜正位中宮。屢陳表奏、聖母垂訓命從衆請、今冊貴妃孫氏為皇后、爾礼部具儀擇日以聞。至是以金冊・金宝立貴妃為皇后。

(48) 注3に同じ。

宣宗恭讓皇后胡氏、名善祥、濟寧人。……三年春、帝令后上表辭位、乃退居長安宮、賜号靜慈仙師、而冊貴妃為后。

(49) 『彤史拾遺記』卷二、恭讓胡皇后。

士奇曰、皇太后神聖、豈無旨者。上曰、与卿等議、即太后旨也。是日議未決。

(50) 注49に同じ。「中宮果辭讓、雖太后不許、貴妃亦不受。」

(51) 注3に同じ。「張太后憫后賢、常召居清寧宮。内廷朝宴、命居孫后上。」

(52) 注34に同じ。

(53) 『明史紀事本末』卷二十九、王振用事。

(54) 『明史』卷三百四、宦官伝序。

初、太祖制、内臣不許讀書識字。後宣宗設内書堂、選小内侍、令大学士陳山教習之、遂為定制。

『酌中志』卷十六、内府衙門職掌、内書堂讀書。

自宣德年間創建、始命大学士陳山教授之、後以詞臣任之。凡奉旨收入官人選年十歲上下者二三百人、撥内書堂讀書。

さらに『救園雜記』卷四には、「洪武中、内官僅能識字、不知義理。永樂中、始令吏部聽選教官入内教書。」とあるように、永樂年間から宦官を教育する場があつた可能性がある。

(55) 『明史』卷三百四、宦官伝一。「王振、蔚州人。少選入内書堂。」

(56) 注53に同じ。

(57) 注53に同じ。

有頃、宣太監王振。振至俯伏、太皇太后顔色頓異曰、汝侍皇帝起居多不律、今当賜汝死。女官遂加刃振頸。英宗跪為之請、

諸大臣皆跪。太皇太后曰、皇帝年少、豈知此輩禍人家国、我聽皇帝讐諸大臣貸振、此後不可令干国事也。

(58) 注3に同じ。「以故王振雖寵於帝、終太后世不敢專大政。」

注55に同じ。

然時は時、太皇太后賢、方委政内閣。閣臣楊士奇・楊榮・楊溥、皆累朝元老、振心憚之未敢逞。

(59) 注4に同じ。

(60) 注4に同じ。「二子咏・昇、並昭皇后兄也。」

(61) 『明英宗実録』卷四十三、正統三年六月乙卯。

彭城伯張咏卒。咏、河南永城人、太皇太后之兄也。太宗起兵靖難、咏隨軍征進克大寧等処、擢義勇中衛指揮同知、尋陞指揮使。永樂初、調金吾右衛、又調管錦衣旗手及府軍右衛事。仁宗登極、陞中軍左都督、尋封彭城伯。給誥券子孫世襲、至是卒。賜賻祭、命有司營葬、孫瑾嗣爵。

(62) 注3、注4に同じ。「英宗嗣位、年幼、太皇太后召咏兄弟誠諭之、凡朝政弗令預。」

(63) 注3に同じ。
太祖孝慈高皇后馬氏、……帝欲訪后族人官之、后謝曰、爵祿私外家、非法。力辞而止。
注4に同じ。

而高・文二后賢明、抑遠外氏。太祖訪得高后親族、將授以官。后謝曰、國家爵祿宜与賢士大夫共之、不当私妾家。且援前世外戚驕佚致禍為辞。帝善后言、賜金帛而已。

(64) 注3に同じ。

成祖仁孝皇后徐氏、中山王達長女也。……初、后弟增壽常以国情輸之燕、為惠帝所誅、至是欲贈爵、后力言不可。帝不聽、竟封定国公、命其子景昌襲、乃以告后。后曰、非妾志也。終弗謝。

(65) 注3に同じ。

英宗孝莊皇后錢氏、海州人。正統七年立為后。帝憫后族卑微、欲侯之、后輒遜謝。

(66) 『明英宗實錄』卷七十五、正統六年正月壬子。

惠安伯張昇卒。昇、河南永城人、太皇太后弟也。……宣德十年、太皇太后詔、不許昇預議国事。大学士楊士奇等言、請昇議事誠出公論、不用過慮。卒不允。

(67) 拙稿「明代後宮と后妃・女官制度」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第八号、二〇〇九年。

(68) 注3に同じ。

(69) 注3に同じ。「洪武元年命儒臣修女誡。」

(70) 『明太宗實録』卷七十三、永樂五年十一月乙丑。「以仁孝皇后內訓賜群臣、俾教于家。」

(71) 『明世宗實録』卷百十八、嘉靖九年十月己未。

礼部奏宮中應行事、宜并授女訓儀注。一聖諭欲令翰林院撰諸書闕女教者、撰為詩言、進呈以備宮中誦咏、合行翰林院作速撰造、仍令明白易曉。一仁孝文皇后內訓・聖母章聖慈仁皇太后女訓、合行翰林院講誦官、每月撰成直解各三章、仍引經傳及高皇后傳。內事實引証、每章不得過百余字、以便女官記誦。初六日、皇后率妃夫人、詣聖母前聽講。十六日・二十六日、皇后率妃夫人、于坤寧宮令女官進講。仍起立拱聽、講畢、女官仍歌翰林院新撰詩一章。

(72) 中山八郎「明朝內廷の女訓書について」『中山八郎明清史論集』汲古書院、一九九五年。

(73) 『皇明詔令』卷十一、英宗睿皇帝下。

皇帝婚期在邇、皇后之位必在得賢。蓋以上配宸嚴、祇奉宗廟、表正六宮、母儀天下、而隆國家万世之本也。爾礼部其榜論、北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西、於大小官員民庶有德之家、用誠簡求、挾其父母克修仁義、家法齊肅女子、年十三至十五、容貌端潔、性資純美、言動恭和、咸中礼度者、有司以礼令其父母親送赴京、吾將親閱焉。

同様の内容として、『明英宗實録』卷七十五、正統六年正月乙卯の条がある。

(74) 『明英宗實録』卷九十二、正統七年五月庚辰。

(75) 注13に同じ。

(76) 注13に同じ。同様の内容として、『皇明詔令』卷十一、英宗睿皇帝下、太后遺詔。